四　法第八十七条の二第一項第一号の二又は第五号から第六号の二まで（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号まで及び第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五　法第八十七条の二第二項第五号八（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十七項において同じ。）に規定する当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十七項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六　法第八十七条の二第二項第六号ニ（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十八項において同じ。）に規定する当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第十八項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

15　法第八十七条の二第二項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

16　法第八十七条の二第二項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

17　法第八十七条の二第二項第五号八の主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

18　法第八十七条の二第二項第六号ニの主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第七号に規定する持株会社とする。

19　法第十一条の八第三項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前二項に規定する議決権について準用する。

（法第十七条の十四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第二十八条　法第十七条の十四第三項本文（法第八十七条の二第三項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百条の三第五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～六　（略）

七　連合会の子会社である法第八十七条の二第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社による株式等の取得

八　（略）

2　法第八十七条の二第三項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第百条の三第五項において準用する法第十七条の十四第三項ただし書の主務省令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

四　法第八十七条の三第一項第一号の二又は第五号から第六号の二まで（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号まで及び第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五　法第八十七条の三第二項第五号八（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十七項において同じ。）に規定する当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十七項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六　法第八十七条の三第二項第六号ニ（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十八項において同じ。）に規定する当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第十八項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

15　法第八十七条の三第二項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

16　法第八十七条の三第二項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

17　法第八十七条の三第二項第五号八の主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

18　法第八十七条の三第二項第六号ニの主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第七号に規定する持株会社とする。

19　法第十一条の六第三項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前二項に規定する議決権について準用する。

（法第十七条の十四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第二十八条　法第十七条の十四第三項本文（法第八十七条の三第三項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百条の三第五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～六　（略）

七　連合会の子会社である法第八十七条の三第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社による株式等の取得

八　（略）

2　法第八十七条の三第三項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第百条の三第五項において準用する法第十七条の十四第三項ただし書の主務省令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。